

人口減少社会と

地方都市の活力再生

46

株式会社さくら都市総合研究所

主席
研究員

清水 秀幸

12
「景観協定」に
みる住民意識

一つの切り口とし

て、表参道を景観保全という観点から検証する。本来「景観」とは、美しく風格ある都市や地域の形成、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を目指す、街並みを通して、地域の健全な発展に資すべき、自然的・人為

的造形を指すものだ。これについては、景観法を軸とし、都市緑地法、屋外広告物法を含めた「景観緑三法」(※)を前提に、行政や団体により地域の修景や実情を考慮して条例化されている場合が多い。

長野市の表参道周辺でも、有志住民を中心に「表参道景観研究会」が、2011年8月に発足(同年11月、市景観形成市民団体に認定)し、景観づくりの道筋の策定から、街並みづくりを誘導するための様々な活動を積極的に推進している。

そして、建物等構造物の高さや色、また広告物の種類・大きさなどの規定を盛り込んだ「善光寺表参道景観協定」を軸とした合意形成を目標に、新田町交差点から大門南交差点までの約560m、周辺108の個人・団体の6割余りの同意を得て、13年12月、その発効に漕ぎ着けた。

そのきっかけは、同市が10年度にスタートした中央通りの石畳化に合わせ、善光寺の修景にふさわしい街並み造形のワークシヨップに始まるころが大きい。

同協定は、「表参道景観づくりガイドライン」を基調につくられており、今後新たに設けられるものを対象に、建物等構造物の高さを20m以下に制限、電飾広告物の非設置、外壁の白・黒等無彩色の採用奨励、通り面での自販機設置の自粛等が内容であり、いずれも街並みや伝統的な表参道の景観保全の維持・向上についての合意形成となっている。

しかしながら、対象とした個人・団体の賛同は、当初の発効時目標の8割到達はかなわなかった。賛同に加わらなかった住民・団体の中には、協定に縛られることで、積極的な設備投資が抑制され、それがひいては、土地等、私有財産の価値の下落につながるのではないかと、という懸念に端を発しているという。ここに、街づくりの難しさを垣間見ることが出来る。景観協定の発効は、あくまで歩いてみたくなる、また、住んでみたくなる環境づくりを目的とした媒体であり、地域ブランド力向上の一つの手法であり、決して最終目標ではないのである。

人が住んでみたくなれば、そこにブランド力が向上し、そしてステイタス化が図られれば、いやがうえにも個人の資産価値は上がるのである。

ゆえに人が何かをしてくれるのではなく、積極的に参加し、今を見据え、将来を考えるモチベーションを醸成してほしいのである。

表参道周辺には、同類の他各地方自治体の審議員・部会員を兼任。現在同研究所社長

を考えてみたい。

(続く)

※都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、05年6月1日に全面施行された(国交省HP)

清水 秀幸氏(しみず・ひでゆき)1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒。2013年6月株式会社守谷商会役員を退任し、同年7月株式会社さくら都市総合研究所を設立。長野市都市計画審議会専門委員ほか3委員、その他各地方自治体の審議員・部会員を兼任。